

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	池田市豊島南二丁目176番5 (主要地方道大阪中央環状線下河原高架橋下)	交通 機関	阪急蛍池駅 北西 約1,500m	最 低 占用料 (年額)	751,230円/年	占用 期間	5年	
2									
土地の概要					特記事項				
面積	占用許可対象面積			746 m ²					
接面道路 の状況	西側：河川管理道路・幅員約7.0m・舗装有・高低差無			1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。					
法令に 基づく 制限	市街化区域内			2 占用期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。					
	都市 計画法	用途地域	第一種住居地域・準工業地域						
		地域地区							
		建ぺい率	60%	容積率	200%				
	その他 の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(主要地方道大阪中央環状線区域内) ・河川法(一級河川箕面川河川保全区域内) ・都市再生特別措置法(池田市立地適正化計画居住誘導区域) ・都市計画法(都市計画道路大阪中央環状線区域) ・文化財保護法(埋蔵文化財 西国街道) ・消防法 			3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府池田警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪府池田警察署 交通課 電話 072-753-1234(代)				
その他条件	・火気厳禁			4 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所約2mとなります。					
供給処理 施設の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
		対象地周辺	対象地内						
	公営 水道	本管	引込管	池田市上下水道部 072-752-1111(代表)					
		有	無						
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081					
		有	有						
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス株式会社導管情報センター 06-6202-2141						
	無	無							
公共 下水道	本管	引込管	池田市上下水道部 072-752-1111(代表)						
	無	無							
					5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、池田市と協議してください。				
					(お問い合わせ先) 池田市上下水道部 電話 072-752-1111(代)				
					6 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。				
					(お問い合わせ) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081				
					(裏面へつづく)				

特記事項

- 7 対象地は、一級河川箕面川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府池田土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)
- 8 対象地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「西国街道」に指定されており、対象地において掘削を伴う工事等を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、着手前に届出をする必要があります。
(お問い合わせ先)
池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 社会教育課
電話 072-754-6295(代)
- 9 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。
- 10 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることとなりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してください。
- 11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 14 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)の損傷等について、対象地の占有が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。
- 15 対象地の照明灯、分電盤の移設又は撤去はできません。対象地内の高架橋支柱には防護施設を設置してください。なお、防護施設の設置にかかる費用は全て占有者の負担となります。

(1)位置図 (物件番号:第2号)



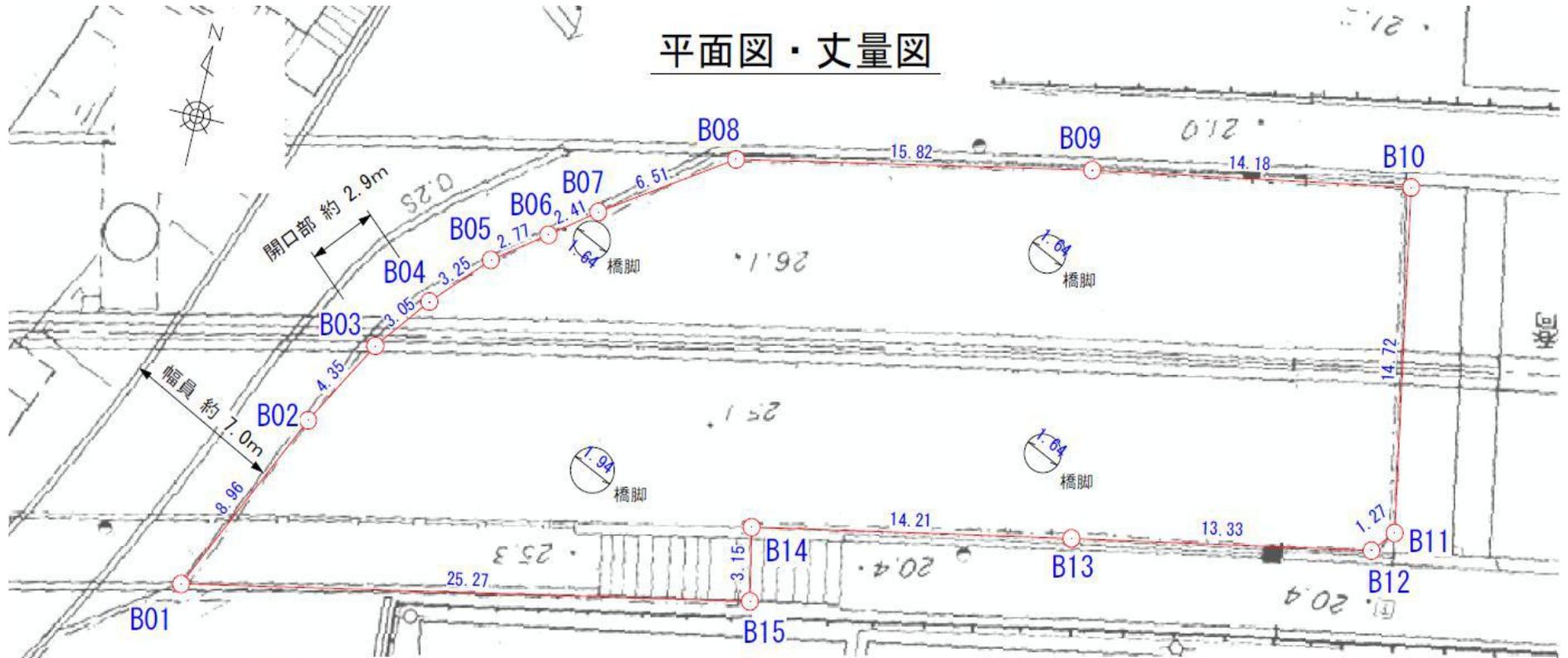
出典:国土地理院ウェブサイト



出典:国土地理院ウェブサイト

(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第2号)

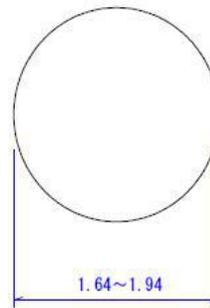
平面図・丈量図



(全体面積)

点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn × (Yn+1-Yn-1)
B01	-88.287	-103.068	19.466	-1718.594742
B02	-97.218	-102.285	0.836	-81.274248
B03	-101.570	-102.232	-0.362	36.768340
B04	-104.592	-102.647	-1.147	119.967024
B05	-107.764	-103.379	-1.830	197.208120
B06	-110.309	-104.477	-2.016	222.382944
B07	-112.548	-105.395	-3.763	423.518124
B08	-118.409	-108.240	-14.541	1721.785269
B09	-129.073	-119.936	-22.397	2890.847981
B10	-138.389	-130.637	-20.392	2822.028488
B11	-127.298	-140.328	-9.471	1205.639358
B12	-126.044	-140.108	10.165	-1281.237260
B13	-117.162	-130.163	20.492	-2400.883704
B14	-107.634	-119.616	8.412	-905.417208
B15	-105.310	-121.751	16.548	-1742.669880
倍面積				1510.068606
面積				755.034303

橋脚控除面積:



$$0.785 \times 1.94^2 + 0.785 \times 1.64^2 \times 3 = 9.288434$$

対象面積: 755.034303-9.288434=745.745869

占用面積 746m²

(小数点切り上げ)

図面名	貸付平面図・丈量図
作戦年月日	令和6年7月12日
事業者名	大阪府